

御船町プレミアム付商品券 取扱店の募集について

低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集します。

■応募資格・条件

- ・御船町内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所
- ※ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。
 - ◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
 - ◎風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又これに類するもの。
 - ◎法令又は公序良俗に反するもの。

■申込期限

令和元年8月30日迄まで

申込期限内に申込手続きを完了した事業所は、町ホームページで案内・周知するとともに、商品券購入者に配布するチラシに掲載します。

※8月30日を過ぎての申込みも受け付けますが、チラシ等に取扱店として掲載されない場合があります。

■問い合わせ先・申込先

御船町役場商工観光課
〒861-3296 御船町御船 995-1
☎282-1226

・申込書は御船町HPからダウンロードまたは商工観光課にあります。郵送または窓口持参してください。



お申込み後は
取扱店舗説明会を実施します。
日程等は決まり次第
ご連絡いたします。



商品券取扱店の募集をしています！
プレミアム付商品券で地域を活性化！
ご応募くださいー！！

申込み期間

6月17日（月）～8月30日（金）まで

■商品券の概要

- 商品券の発行総額は、約1億2,000万円
※商品券には通しナンバーと偽造防止加工を施します。
- 商品券は、額面500円券10枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売する。対象者1人につき5セットまで購入できます。
- 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日（月）～令和2年3月31日（日）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行います。
- つり銭は出さないものとします。
- 有効期限後の商品券の使用はできません。
- 商品券の使用対象外となる物または役務は以下のものとします。
 - ・不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
 - ・債務の支払い
 - ・有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
 - ・たばこ
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・税金や保険料の支払い等
 - ・電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
 - ・その他、消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわないもの

御船町プレミアム付商品券 発行事業を始めます

10月予定の消費税率引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、「御船町プレミアム付商品券」を販売します。

なるほど！
今回は対象者がいるんだー！
“低所得者（世帯）”と
“子育て世帯向け”が対象なんだ！



■販売対象者

低所得者向け

6月～7月に対象の方へ申請書を郵送します。（申請書を審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します）

御船町に住民票があり（基準日2019年1月1日）、2019年度住民税非課税者（※町県民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者等を除く）

子育て世帯向け

6月下旬～9月に対象の方へ購入引換券を郵送します。御船町に住民票があり、2016年4月2日から2019年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主等

■商品券の販売期間／販売場所

- ・令和元年9月上旬頃から
- ・町が指定する場所（決定次第お知らせします）

■商品券の購入に必要なもの

- ・引換券
- ・代金
- ・身分証明書

■商品券の使用期間

令和元年10月1日（月）
～令和2年3月31日（日）



低所得世帯だから、家族4人とも対象になるんだー！
長男のお子さんは、対象年齢にも当てはまるから、二重でもらえるんだねー！

■販売上限額

低所得者向け

1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売。販売は利用可能額5,000円（販売額4,000円）が1人につき5冊までとなります。

子育て世帯向け

対象となる子ども1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売します。販売は利用可能額5,000円（販売額4,000円）が子ども1人につき5冊までとなります。

例）低所得世帯（住民税非課税）の4人家族
父・母・長女（4歳）・長男（1歳）の家庭の場合

